

福岡県公報

平成22年4月26日
第3103号

目次

告示(第730号 - 第746号)

道路の区域の変更	(道路維持課)	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	5
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	5
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	5
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	5

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	6
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	6
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	6
公 告			
落札者等の公示	(県民情報広報課)	6
落札者等の公示	(県民情報広報課)	7
教育委員会			
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(教育庁文化財保護課)	7
監査委員			
監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	8

告 示

福岡県告示第730号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月26日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備 考
			前	宗像市大字赤間975番1先から 宗像市大字三郎丸130番15先まで	3.4 ~ 21.0	1,156.0	

定期発行日 毎週月水金曜日
 (発行) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 (作成) 〒812-0041 福岡市博多区吉塚8丁目2番15号
 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話) 092-643-3030
 株式会社西日本新聞印刷 (電話) 092-611-4431

北九州	県道	若宮 玄海線	前	同上	5.8 ~ 37.6	1,248.3	
			後	同上	3.4 ~ 21.0	1,156.0	
			後	同上	5.8 ~ 42.4	1,248.3	うち県道直方宗像線重用延長228.9メートル

福岡県告示第731号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年4月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	若宮 玄海線	宗像市陵厳寺4丁目353番2先から 宗像市大字三郎丸130番15先まで

福岡県告示第732号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	筑紫野 太宰府線	前	筑紫野市山家2044番13先から 筑紫野市吉木735番1先まで	8.9 ~ 70.7	1,200.0
			前	同上	12.1 ~ 42.4	1,200.0
			後	同上	11.7 ~ 98.9	1,218.0

福岡県告示第733号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	夏直 吉方線	前	直方市大字下境1910番4先から 直方市大字下境1916番9先まで	22.0 ~ 27.5	181.0
			後	同上	14.0 ~ 30.0	181.0

福岡県告示第734号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	直 方 線 水 巻	前	直方市大字下境4233・4234合併4先から 直方市大字下境1960番2先まで	8.0 ～ 30.0	391.0
			前	直方市大字下境4182番11先から 直方市大字下境1960番2先まで	15.0 ～ 30.5	438.0
			後	直方市大字下境4233・4234合併4先から 直方市大字下境1960番2先まで	8.0 ～ 30.0	391.0
			後	直方市大字下境4182番11先から 直方市大字下境1960番2先まで	15.0 ～ 30.5	438.0

福岡県告示第735号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県 道	伊 田 線 停 車 場	前	田川市魚町5077番先から 田川市伊田町2907番5先まで	10.0 ～ 40.0	138.7
			後	田川市魚町5077番先から 田川市伊田町2907番5先まで	10.0 ～ 40.0	138.7
田 川	県 道	田 川 線 犀 川	前	田川市魚町2622番8先から 田川市魚町2169番8先まで	9.0 ～ 20.0	48.0
			前	同上	16.0 ～ 34.0	75.0
			後	田川市魚町2623番6先から 田川市魚町2169番8先まで	9.0 ～ 20.0	48.0
			前	同上	16.0 ～ 34.0	75.0

福岡県告示第736号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年4月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間

田川	伊田線 停車場	田川市魚町5077番先から 田川市伊田町2907番5先まで
田川	田川線 犀川	田川市魚町2623番6先から 田川市魚町2169番8先まで

福岡県告示第737号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川帆柱1540
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第738号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年8月13日農林水産省告示第1442号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第739号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年8月9日農林水産省告示第1397号（1、3及び4に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第740号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年8月8日農林水産省告示第1384号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第741号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年8月8日農林水産省告示第1377号（1、3及び5に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに関係市役

所及び筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第742号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年6月28日農林水産省告示第1096号（4に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第743号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年6月23日農林水産省告示第1038号（2及び3に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第744号
 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 昭和58年6月21日農林水産省告示第1011号(1、2及び4に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第745号
 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年6月18日農林水産省告示第971号(2及び3に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第746号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 昭和58年6月17日農林水産省告示第938号(2から4に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成22年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 落札に係る特定役務の名称
全戸配布広報紙の製作及び配送業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日
平成22年4月1日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名
福博総合印刷株式会社

(2) 住所
福岡市博多区堅粕3丁目16番36号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
発行部数1部当たり 3,759円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日
平成22年2月17日

公告
落札者等について、次のとおり公示します。
平成22年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 落札に係る特定役務の名称及び数量
新聞定期広告（朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞各6回）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日
平成22年4月1日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名
株式会社三広

(2) 住所
福岡市中央区天神4丁目6番3号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
34,536,600円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日
平成22年2月17日

教育委員会

公告
九州歴史資料館の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。
平成22年4月26日

福岡県教育委員会

1 意見募集期間
平成22年4月26日から平成22年5月25日まで

2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県教育庁総務部文化財保護課に備え置きます。

監査委員

監査公表第1号

平成22年2月16日付けで提出された福岡県職員措置請求（住民監査請求）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成22年4月26日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	日野 喜美男

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 平成22年2月16日

2 請求の内容

(1) 請求の概要

福岡県知事は、大野城市への平成19年度「福岡県障害者共同作業所運営費補助金」について、平成20年7月7日、補助金交付額を5,140,000円にて確定した。その後、補助金額を平成21年2月18日に実績報告相違として、4,280,000円に確定金額を変更し、差額860,000円返還の決定を行っている。本件は大野城市が補助対象外作業所の運営経費を補助対象内作業所の経費に組入れた実績報告(虚偽公文書作成)による違法行為(福岡県心身障害者共同作業所運営費補助金交付要綱)であり、知事は補助金全額の決定取消しをすべきである。よって差額のみ返還は違法・不当である。

「監査委員は知事に対し違法な行為を是正するため必要な措置を講ずるよう勧告せよ。」

(2) 事実証明書

- ア 平成19年度福岡県障害者共同作業所運営費補助金精算額調書「変更前」
- イ 平成19年度福岡県障害者共同作業所運営費補助金精算額調書「変更後」
- ウ 福岡県障害者共同作業所運営費補助金交付確定通知書
- エ 大野城市障害者共同作業所「A作業所」の平成19年度一般会計決算報告書
- オ 大野城市「C施設」管理運営に係る指定管理者交付金事業実績報告
- カ 福岡県心身障害者共同作業所運営費補助金交付要綱

第2 請求の要件審査

本請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成22年2月16日付けでこれを受理した。

なお、請求の概要にある「福岡県心身障害者共同作業所運営費補助金交付要綱」は、平成19年度から「福岡県障害者共同作業所運営費補助金交付要綱」(以下「本件交付要綱」という。)に改正されている。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

福岡県(以下「県」という。)が、平成19年度に大野城市へ交付した「福岡県障害者共同作業所運営費補助金」(以下「本件補助金」という。)について、補助金の交付決定を取消し、全額の返還を求めなかったことが違法・不当であるかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

福岡県福祉労働部障害者福祉課(以下「障害者福祉課」という。)を監査対象機関とした。

3 請求人の陳述及び証拠の提出

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成22年3月18日に請求人の陳述の機会を設け、

請求人から陳述及び新たな証拠の提出を受けた。その際、同条第7項の規定に基づき、監査対象機関の職員の立会いを認めた。

陳述の概要は、次のとおりであった。

(1) 結論

本件実績報告が事務ミスであったら、差額860,000円のみ返還で問題ないが、大野城市は福岡県心身障害者共同作業所運営費補助金交付要綱に該当しない指定管理者交付金を故意に補助対象作業所「A作業所」に合算して公文書を作成し、県の補助金交付を受けている。

本件の行為は、介護保険業者の不正受給先の処分と同じく、平成19年度分については860,000円のみ返還でなく全額の返済及び返済なき時は警察に告発せよ。

(2) 本件申請の理由

ア 大野城市の担当者によると本件実績報告の作成は、障害者福祉課の指導により作成したとのこと。指導により平成19年度申請については「A作業所」に加算し、平成20年度は「A作業所」、「B作業所」両方に半分ずつ加算し申請している。

本件は、障害者福祉課の故意による指導で発生したのではない。大野城市の担当者が虚偽の内容により相談したために障害者福祉課が指導ミスしたものである。しかし、障害者福祉課は、「現地の確認をしていない」。それにより、故意による申請の発見、平成20年度にかけての補助金の不正使用等の防止ができていない。

イ 大野城市は、保存年限(平成16年度から平成20年度)の申請のうち、平成16年度から平成18年度は正常に申請しているので、平成19年度以降の申請について補助金交付要綱に該当するか、しないか、知らないはずはない。

ウ 事務ミスなら「平成19年度福岡県障害者共同作業所運営費補助金精算額調査」は「A作業所」に加算して2作業所とするのではなく、「C施設」と記入し、3作業所として報告すべきである。

エ 「C施設」運営委員会は、平成21年3月31日で解散しているので、平成20年度の特別会計の残金1,217,231円については、各作業所に返還し、各作業所より返還すべきであるが、平成21年5月31日現在、通帳は解約され、残金は不明になっている。

オ 平成20年度「A作業所」の補助金で、平成21年3月31日897,750円、別の団体の備品を購入している。また、「A作業所」が解散(平成21年3月31日)した後、平成21年5月8日146,055円の備品を購入しているが、「どこの団体」の備品か不明である。

カ 平成20年度補助事業終了時、返還すべき残金74,206円を返還しないですむように、架空の伝票操作をしている。

(3) その他

本件全額の取り消しをしていたら、取消以降の不正は発生していない。また、「A作業所」については、平成5年から平成15年にかけて補助金等の私的流用があっており、このとき、しっかり指導していたら今回のことは発生していない。

「A作業所」は、市、県、国、共同募金と補助金、助成金が入金になっている。不正分、不明分は、1年経過しても時効内については調査すべきである。

新たに提出された証拠は次のとおりである。

ア 「A作業所」、「B作業所」、「C施設」の関係

イ 平成20年度福岡県障害者共同作業所運営費補助金の交付申請(大野城市作成分)

ウ 平成20年度福岡県障害者共同作業所運営費補助金の交付申請変更(大野城市作成分)
エ 「A作業所」一般会計決算書(平成16年度から平成18年度)
オ 平成19年度福岡県障害者共同作業所運営費補助金精算額調査(事務ミスの場合の記載例)

カ 「C施設」一般会計決算書(平成16年度から平成18年度)及び平成20年度指定管理者交付金事業実績報告

キ 平成20年度「A作業所」の経費に計上した他の団体宛ての領収書等

ク 「A作業所」運営委員長から運営委員に対する決算報告に関する通知

ケ 平成20年度「A作業所」運営事業実績報告の修正に関する資料

コ 「C施設」の補助金確定に係る請求人から大野城市への質問及び大野城市からの回答

サ 大野城市身体障害者福祉協会長から役員等への会計処理についての文書

シ 大野城市から「A作業所」運営委員長への経理に関する通知文書

ス 「C施設」等の補助金に係る請求人から大野城市への要望書及び大野城市からの回答

セ 「C施設」補助金に係る請求人からの大野城市への質問及び大野城市からの回答

ソ 大野城市への開示請求に係る異議申し立てに関する資料

4 監査対象機関の陳述

自治法第242条第7項の規定に基づき、平成22年3月18日に障害者福祉課長から陳述を受けた。その際、同項の規定に基づき、請求人の立会いを認めた。

陳述の概要は、次のとおりであった。

今回、住民監査請求があった平成19年度分当該補助金の大野城市への補助について、経緯と県の判断について説明する。

(1) 経緯

補助対象となる作業所として、大野城市では、「A作業所」及び「B作業所」の2つの小規模作業所が運営されていた。

この2つの小規模作業所の運営費として、平成19年7月18日付で大野城市から平成19年度の補助金交付申請がなされた。交付要綱に基づき内容を審査したところ、補助金を交付することが適当と認められたため、平成19年11月7日付で交付決定を行った。

次に、平成20年4月10日付で大野城市から実績報告がなされた。交付要綱に基づき内容を審査したところ、この実績報告書と、「A作業所」から市を介さずに提出された障害者自立支援対策臨時特例基金による小規模作業所緊急支援事業という別の助成金の実績報告書とを照合した結果、「A作業所」への市からの補助金の額に2,924千円の相違があったため、市の担当係長から事情を聴取した。

聞き取りにおいて、この相違は、「A作業所」「B作業所」が入居している市所有の建物の指定管理者である「C施設」運営委員会に対する指定管理者交付金2,924千円について、市が「A作業所」への補助金として計上しているためと判明した。

この指定管理者交付金とは、「A作業所」及び「B作業所」の2つの小規模作業所だけが入居している市所有の建物の維持管理経費として指定管理者「C施設」運営委員会に交付されたものである。このため、市としては、実質的には2つの小規模作業所の維持管理経費であるので補助対象経費として申請したとの説明があった。

これを受けて、県においても指定管理者交付金について、補助対象経費として認めるか否か検討を行った。その結果、この交付金は、2つの小規模作業所のみが入居する建物の維持管理経費であり、交付要綱第4条第1項別表第2に定める施設（建物等）の管理運営費として、補助対象とするとの見解を示し、平成20年7月7日付で補助額の確定を行った。

ただし、この際、2つの小規模作業所の維持管理経費であるため「A作業所」だけにこの経費を計上することは適切ではないため、2つの小規模作業所にこの経費を按分し各々に計上させることも検討したが、平成19年度分については、維持管理経費2,924千円を2つの小規模作業所で按分しても各々の補助額に影響はなかったため、訂正までは求めず、平成20年度以降の交付申請に当たったの指導・指示としたところである。

平成20年度の当該補助金の交付申請については、県の指示どおり、維持管理経費分である2,924千円を「A作業所」と「B作業所」のそれぞれの作業所へ按分した上で、平成20年11月12日付で交付申請がなされたので、交付申請書に基づき内容を審査したところ、補助金を交付することが適当と認められたため、平成20年12月15日付で交付決定を行った。

この交付決定後に、大野城市の担当課長から県担当者に対し電話により「市内部で再度検討したが、指定管理者交付金という性質上、補助金としての整理が難しい」との相談が数回あった。

また、1月19日に大野城市担当課長及び係長が来庁し、市側の整理として「交付申請時は指定管理者交付金ではあるが、実質的な中身は作業所が入居する建物の維持管理経費の補助に当たため、入居する2つの作業所の維持管理経費として対象となると判断していたが、市内部で再度検討した結果、指定管理者交付金という性質上、補助金としての整理がつかないため補助対象外として整理したい」旨の申し出があった。

これを受けて、当該補助金は交付要綱第3条に定めるとおり「市町村等が行う作業所の運営経費に対する補助事業」に対して補助するものであり、市の申し出のとおり補助事業ではない指定管理者交付金について補助対象外としたところである。

なお、補助額の変更に伴う事務処理について、県会計課と協議した結果、平成19年度分の実績報告書の再提出を求め、平成21年2月18日付で補助額の確定を再度行い、過払い分について返還を求めた。

また、既交付決定済の平成20年度分については、平成19年度と同様の整理により、大野城市から変更交付申請が提出されたので、変更交付申請書に基づき内容を審査し、平成21年2月4日付で変更交付決定を行った。

(2) 判断

以上の経緯により、大野城市に対する「福岡県障害者共同作業所運営費補助金」については、当該補助金交付要綱第2条に定める目的に沿って適切に実施されている事業であり、交付決定の内容・条件には反していないこと及び他の用途への使用ではないことから、交付規則第16条に規定する取消には該当しないと判断したものである。

以上、説明した経緯などを踏まえ、交付決定の取消には当たらないと判断し、過払い分について返還を求め是正したものである。

5 陳述に対する意見

監査対象機関の陳述に対する請求人の意見

監査対象機関の陳述に対し、平成22年3月23日に請求人から意見書が提出され、その概要は、次のとおりであった。

(1) 障害者福祉課は、大野城市から「A作業所」及び「B作業所」2つの小規模作業所だけが入居している市所有の建物の維持管理経費として指定管理者に交付されたもので、実質的には2つの小規模作業所の維持管理経費であるので補助対象経費として申請したとの説明があったとあるが、故意でなかったら、大野城市はなぜ障害者福祉課に数字の違いを発見される前に相談しないのか。県の補助金交付要綱に該当するかしないか不明なときは、まず相談して事を行うのがあたり前である。

障害者福祉課が数字の違いを発見しなかったらどうなっていたのか。県に損害が発生しているではないか。

「指定管理者交付金」2,924,000円は、人件費2,424,000円と施設管理費500,000円であり、人件費2,424,000円は管理人の手当であって、管理人は「A作業所」「B作業所」の運営には全く関わっていない。また、日常の作業等についても作業所には全く関係ない。特に「A作業所」には全く関係ない。

施設維持管理費500,000円についても、建物の維持のための費用であって、各作業所には全く関係ない。作業所に関する管理費については「共益費」として各作業所が負担している。また、本件建物は永久的に障害者が使用するとは決まっていない。当時作業所のみでなく、父母等の作業所に関係ない活動にも利用されている。

(2) 障害者福祉課は、本件補助額の変更をしたのは大野城市より申請があり決定したと陳述したが、請求人より何回にも及び抗議により大野城市も障害者福祉課もやむを得ず決定したのではないか。

障害者福祉課の担当者は、請求人が持参した「大野城市障害者きょうどう作業所等補助金交付規程」を見て「この規程を知っていたら加算させるといふ判断はしなかった」と話したではないか。なぜ、確認をしないのか。

本件は、障害者福祉課は故意にやったことではない。虚偽の情報により判断したため判断ミスがあったものである。現地を確認していたらこういうことは発生していない。故意か故意でないかは事後処理でわかる。障害者福祉課の責任ではない。全額取消すべきを一部返還の判断ミスをしたただけである。

6 監査対象機関に対する監査

県（障害者福祉課）に対し、本件補助金の交付手続及び交付決定を取消し全額の返還を求めなかった経緯等について、平成22年2月23日、2月24日及び3月1日に関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。

7 関係人に対する調査

自治法第199条第8項の規定に基づき、大野城市（高齢福祉部福祉課）に対し、本件補助金の実績報告の経緯等について、平成22年2月25日に関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 本件補助金の交付目的等について

本件補助金は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する事業(以下「法定事業」という。)へ直ちに移行できない障害者共同作業所のうち、平成20年度未までに法定事業への移行を計画している障害者共同作業所に対し、新事業体系移行促進及び激変緩和措置として、その経費の一部を助成し、在宅の障害者の福祉の増進を図ることを目的に交付するものである。

本件補助金の交付等については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「交付規則」という。)の規定によるほか、本件交付要綱に基づき行うこととされている。

法定事業

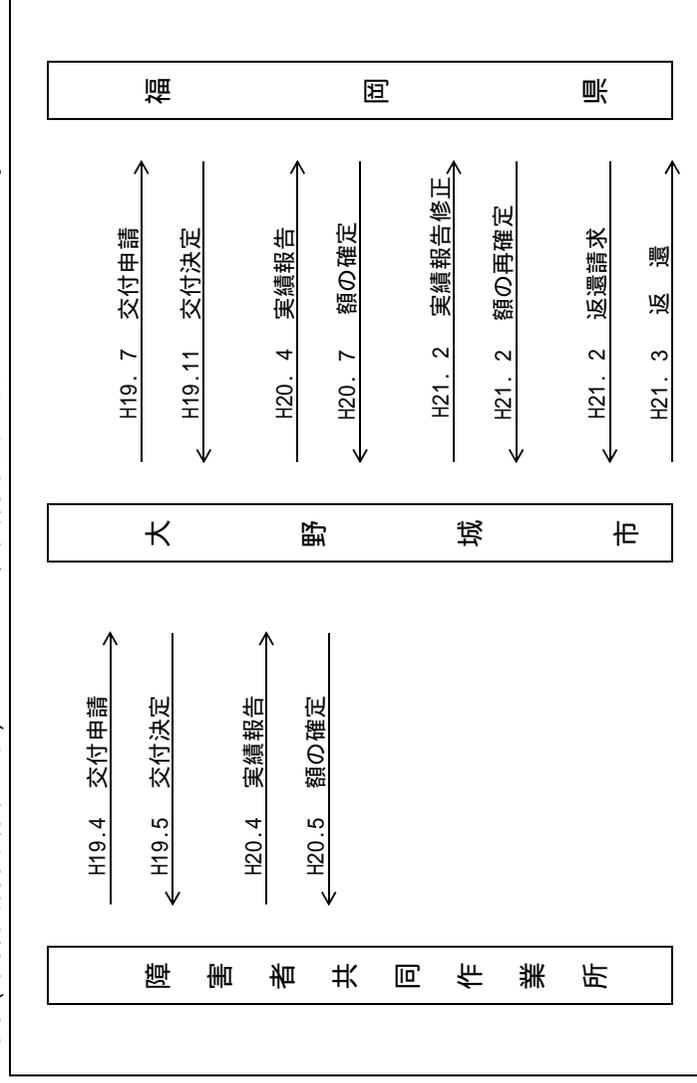
障害福祉サービス事業として居宅介護事業ほか13事業、地域生活支援事業として地域活動支援センター運営事業ほか2事業の計17事業が規定されている。

なお、本件補助金の対象となった大野城市の障害者共同作業所は、平成21年4月1日に地域活動支援センターへ移行している。

(地域活動支援センター：創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設)

(2) 本件補助金の交付手続について

本件補助金は、大野城市が行う作業所の運営経費に対する補助事業に要する経費を交付の対象(本件交付要綱第3条)としており、交付手続は次のとおりである。



ア 大野城市の障害者共同作業所に対する補助金等の交付について

大野城市は、障害者共同作業所の運営経費に対する補助事業として、「A作業所」運

管委員会及び「B作業所」運営委員会に対して、補助金を交付している。

大野城市への調査の結果、補助金の交付は、「大野城市障害者きょうどう作業所等補助金交付規程」に基づき行われており、平成19年度の補助金の交付手続等は次のとおりであった。

H19. 4.18 「B作業所」運営委員会から交付申請書の提出(申請額11,707,000円)

H19. 4.23 「A作業所」運営委員会から交付申請書の提出(申請額3,586,000円)

H19. 5. 1 補助金の交付の決定

「A作業所」運営委員会3,586,000円

「B作業所」運営委員会11,707,000円

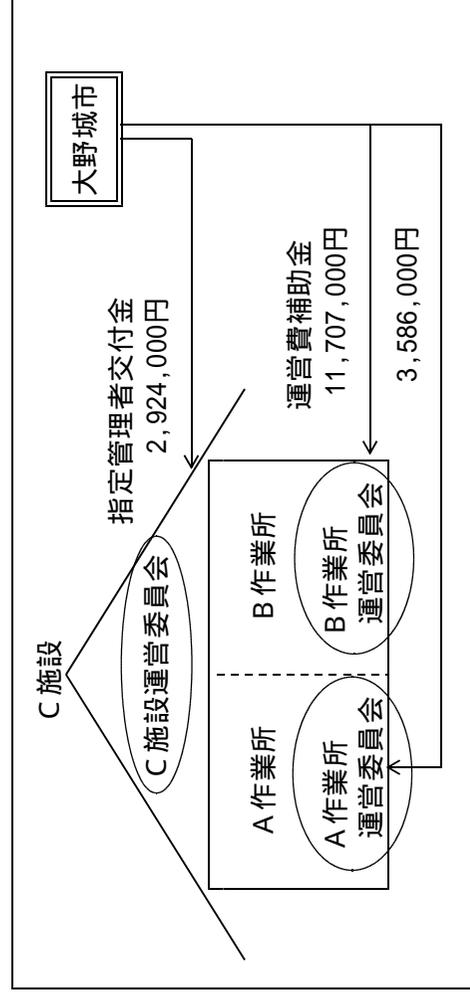
H20. 4.22 「A作業所」運営委員会から事業実績報告書の提出(実績額3,586,000円)

H20. 5. 8 補助金の額の確定

「A作業所」運営委員会3,586,000円

「B作業所」運営委員会11,707,000円

なお、大野城市は、「A作業所」及び「B作業所」が入居する大野城市所有の「C施設」の管理について、平成18年度から「C施設」運営委員会を指定管理者に指定し、年間2,924,000円のC施設管理運営に関する指定管理者交付金(以下「指定管理者交付金」という。)を交付している。



イ 本件補助金の交付について

(ア) 交付額の算定方法

本件補助金の交付額については、本件交付要綱第4条で次のように規定されている。

「この補助金は、作業所ごとに、次に掲げる額のいずれか最も低い額(以下「県費補助基本額」という。)に、2分の1を乗じて得た額の範囲内の額を補助額とし、その合計を交付額とする。ただし、作業所ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。」

- (1) 別表第2第1の欄に定める対象経費の実支出額から寄附金及び福岡県小規模作業所緊急支援事業助成金を控除した額
- (2) 別表第2第2の欄に定める補助基準額と重度加算額の合計額
- (3) 市町村等の作業所に対する補助金額

別表第2

第1	<p>対象経費 障害者共同作業所の運営に要する次に掲げる経費であって、知事が適当と認められたもの</p> <p>指導員等の人件費(職員給与、職員手当、共済費、賃金、旅費等) 施設(建物等)の管理運営費(光熱水費、使用料及び賃借料等) その他の費用(消耗品費、食糧費、通信運搬費、委託料、備品購入費、燃料費、原材料費、教養娯楽費、設備購入費等) ただし、作業手当及び交通費等の利用者への支払金を除く。</p>
第2	<p>補助基準額 [利用人員(注1)] 5人~14人 [年 額] 4,400千円 15人以上 5,400千円</p> <p>ただし、事業期間が1年に満たない場合は、補助基準額を12で除して得た額に事業月額(月の途中で事業が終了した場合はその月も含まない)を乗じて得た額とする。</p> <p>--- 重量加算額 <加算条件> (ア) 作業所の利用人員が10人以上である。 (イ) 利用人員の2分の1以上が「重度者」(注2)である。 [月 額] 4,000円×重度者数(注3) (1施設当たり10名を上限とする。)</p>

- 注1 利用人員は、直近3ヶ月(当該年の1月~3月)の平均利用人員とする。
 注2 重度者とは、療養手帳での「A」判定又は身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳での「1級」若しくは「2級」の判定を受けた者をいう。
 注3 重度者数は、直近3ヶ月(当該年の1月~3月)の重度者数の平均とする。

(イ) 交付申請及び交付決定

本件補助金については、平成19年7月18日に大野城市から5,140,000円の交付申請がなされ、県は、同年11月7日に同額の交付決定を行っている。

<補助金所要額算定表>

	実支出額・緊急支援事業助成金等(1)	補助基準額	市町村等補助予定額	県費補助基本額	県費補助所要額(基本額×1/2)
A作業所	4,780,000	4,400,000	6,510,000	4,400,000	2,200,000
B作業所	14,410,000	5,880,000	11,707,000	5,880,000	2,940,000
計			18,217,000		5,140,000

(ウ) 事業実績報告及び額の確定

a 額の確定

大野城市から、平成20年4月10日に事業実績報告書が提出され、県は、次の経緯を検討したうえで、同年7月7日に額の確定を行っている。

<補助金精算額算定表>

	実支出額・緊急支援事業助成金等(1)	補助基準額	市町村等補助額	県費補助基本額	県費補助算出額(基本額×1/2)
A作業所	7,586,463	4,400,000	6,510,000	4,400,000	2,200,000
B作業所	16,915,039	5,880,000	11,707,000	5,880,000	2,940,000
計			18,217,000		5,140,000

県では、平成20年5月に事業実績報告書の内容を審査した際、本件交付要綱に基づき平成19年度「A作業所」の決算に係る資料と他の助成金の実績報告により取得していた「A作業所」運営委員会作成の収支決算書とを比較したところ、本来同額であるはずの市からの補助金交付額が相違していることを把握している。

このため、大野城市から事情を聴取し、指定管理者交付金は「A作業所」及び「B作業所」のみが入居する「C施設」の維持管理費に対する補助であり、本件補助金の対象になると考え加算したとの説明を受け、この時点で初めて「A作業所」に「C施設」運営委員会への指定管理者交付金に加算されていることを把握している。(6,510,000円 = 3,586,000円 + 2,924,000円)

また、この指定管理者交付金が、本件交付要綱第3条の「市町村等が行う作業所の運営経費に対する補助事業に要する経費」に該当するかについて検討を行い、次により本件補助金の対象経費である施設(建物等)の管理経費に該当すると判断している。

本件交付要綱第3条で補助金の交付対象としているのは「作業所が運営費補助金として市から交付された額」ではなく、「作業所の運営経費に対する市の補助事業に要する経費」としており、「作業所の運営経費」に対する市の補助金である以上は補助対象に該当する。

指定管理者への交付金の対象はすべて作業所の設備の維持管理費(人件費、修繕費、肥培管理費、夜間警備費、消防設備費、消防護備費、自動ドア)に費やされたものであり、「作業所の運営経費」に該当する。

さらに、指定管理者交付金を「A作業所」と「B作業所」にそれぞれ按分して加算し直したとしても、最終的な補助金額に変わりがないことを確認した上で、事業実績報告書のとおりに額の確定を行っている。

b 額の再確定

県では、前述のとおり、本件補助金について額の確定を行っているにもかかわらず、平成21年2月4日に大野城市から事業実績報告の修正の提出を受け、同年2月18日に額の確定を取消すとともに、再度、額の確定を行い(確定額5,140,000円4,280,000円)、過払いとなった補助金の返還請求(860,000円)を行っている。

< 補助金精算額算定表(再確定) >

	実支出額-緊急支援事業助成金等 (1)	補助基準額	市町村等補助額	県費補助基本額	県費補助算出額 (基本額 × 1/2)
A作業所	2,681,970	4,400,000	3,586,000	2,681,970	1,340,000
B作業所	16,844,505	5,880,000	11,707,000	5,880,000	2,940,000
計			15,293,000		4,280,000

県では、額の再確定を行った理由について、平成21年1月に大野城市から、「C施設」の位置づけについて再検討した結果、指定管理者交付金は、「A作業所」及び「B作業所」への運営費補助金とは性質が異なることから、2作業所の入居する建物の維持管理費に対する市の補助金であるとの整理を変更し、補助金の対象から除外したい』との申出があったためとしている。

この指定管理者交付金を除外する場合には、本件補助金の交付額算定の基準である「県費補助基本額」が、「補助基準額」から最も低い額である「実支出額」若しくは「市町村等補助額」に変更になる。そのため、大野城市において再度精査を行った結果、その他にも一部補助対象外である就労促進費(1,917,500円)、雑費(62,993円)が「A作業所」に、雑費(70,534円)が「B作業所」に含まれていることに気づき、この分も含めて修正処理を行っている。

本件補助金の交付の経緯等について

本件補助金の交付申請から補助金返還までの流れは、次のとおりである。

- H19. 7. 18 大野城市から補助金の交付申請書の提出(申請額5,140,000円)
- H19. 11. 7 補助金の交付の決定(決定額5,140,000円)
- H20. 1. 24 補助金の概算払(支払額5,140,000円)
- H20. 4. 10 大野城市から事業実績報告書の提出
- H20. 7. 7 補助金の額の確定(確定額5,140,000円)
- H21. 1. 19 大野城市から補助金の対象から除外したいとの申出
- H21. 1. 30 県から大野城市に対して事業実績報告の再提出依頼
- H21. 2. 4 大野城市から事業実績報告書の再提出(修正分)
- H21. 2. 18 7月7日の額の決定を取り消し、事業実績報告書再提出分で額の確定(確定額5,140,000円 4,280,000円)
- H21. 2. 20 過払い分の返還請求(860,000円)
- H21. 3. 4 大野城市から過払い分の返還(860,000円)

(3) 本件補助金の交付決定の取消及び差額の返還について

県では、この経緯を踏まえ、大野城市に補助金等の他の用途への使用、交付決定の内容又は条件に対する違反、さらには、偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたというような事実はないとしている。

また、指定管理者交付金を補助対象から除外するに当たり、大野城市が再度精査を行った結果、作業者への手当の上乗せ支給分である就労促進費等が補助対象経費として計上されていたことについても、大野城市は意図的に補助対象経費として交付申請等をしたものではなく、事務処理を単に誤って補助対象経費に含めていたと考えられることから、偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたものではないとしている。

そのため、県では、大野城市に交付規則第16条に規定する交付決定の全部又は一部を取消すべき虚偽報告の事実はないと判断し、差額のみを返還としたとしている。

2 判断

請求人は、本件補助金について、県は、大野城市の補助対象外作業所である「C施設」の運営経費を補助対象作業所である「A作業所」の経費に組入れた虚偽の実績報告を理由に補助金全額の決定を取消すべきであり、差額860,000円のみを返還とした行為が違法・不当であると主張している。

そこで、本件補助金について交付決定を取消すべき虚偽報告等の事実及び交付規則第16条に該当する事実があるか否か、さらに、その事実があった場合に全額でなく差額のみを返還とした行為が違法若しくは不当であるかについて判断する。

(1) 本件補助金について交付決定を取消すべき虚偽報告の有無について

請求人が、本件補助金全額の交付決定を取消すべきであると主張する大野城市の虚偽報告とは、「C施設」運営委員会への指定管理者交付金を「A作業所」の運営経費に組入れた事業実績報告を指すものである。

しかし、事実関係の確認のとおり、大野城市は、「C施設」運営委員会への指定管理者交付金は、「A作業所」及び「B作業所」の入居する「C施設」の維持管理費に充てられていることから、補助金の対象経費に該当すると考え「A作業所」に加算していること、また、県では、事業実績報告の審査時に、指定管理者交付金が「A作業所」への補助対象経費として含まれていることについて把握し、当該交付金は本件交付要綱第3条の「市町村等が行う作業所の運営経費に対する補助事業に要する経費」に該当すると判断した上で額の確定を行っていることから、交付決定を取消すべき虚偽報告の事実とは認められない。

県において指定管理者交付金が2つの障害者共同作業所の建物に係る経費の助成に当たるとしたことについては、在宅障害者の福祉増進を図るため市町村の行う作業所に対する補助事業の経費の一部を助成するという本件補助金の交付目的を総合的に考慮した上で判断したものであり、違法性若しくは不当性は認められない。

なお、当初の事業実績報告に一部補助対象外である就労促進費、雑費が含まれていたが、大野城市は指定管理者交付金は障害者共同作業所に対する補助対象経費に該当すると考えており、たとえこの就労促進費等を意図的に補助対象経費に含めたとしても、大野城市へ交付する補助金額に差異は生じないことから、事務処理を誤ったものと認めるのが相当である。

これらのことから、本件補助金について、大野城市の事業実績報告の一部に事務処理の誤りがあったとしても、偽りその他の不正の手段によって補助金の交付を受けたという事実は認められない。

(2) 本件補助金について交付規則第16条に該当する事実の有無について

県では、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため交付規則を定めており、交付決定の取消については、同規則第16条において、「知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業者等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令の規定に基づき知事の処分又は命令に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。」とされている。

請求人からは、大野城市が本件補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令の規定に基づく知事の処分又は命令に違反したとの主張はなく、また、調査した範囲ではそのような事実も認められなかった。

このことから、本件補助金について、交付規則第16条に該当するような事実は認められない。

(3) 結論

以上のことから、本件補助金について、偽りその他の不正の手段によって補助金の交付を受けたという事実及び交付規則第16条に該当する事実は認められず、県が補助金全額でなく差額860,000円のみ返還とした行為に違法若しくは不当性は認められない。

よって、請求人の請求は、理由がないものと判断し、これを棄却する。